



# 鳥取県公報

平成15年 7月22日(火)  
第 7 5 0 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（2件）(470・471)（協働推進室）..... 1
	生活保護法による介護機関の指定（472）(福祉保健課)..... 2
調達公告	公募型指名競争入札の実施（警察本部会計課）..... 2

## 告 示

### 鳥取県告示第470号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年9月14日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年 7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日  
平成15年 7月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際知的所有権監理保護機構鳥取
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西山 哲弘
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市晩稲197番地
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、知的生産活動を構築する「人」「文化」そして「それらのネットワーク」に対して、知的生産活力の向上に関する事業を行い、豊かな知的財産権利化社会の創成に寄与することを目的とする。

### 鳥取県告示第471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年9月14日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成15年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本 - タイ王国メガネボランティアグループ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
太田 勝
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市宮川町127 - 2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、タイ王国住民に対して、老眼鏡及びフレームを無償配布及び寄贈する事業を行い、視力補正を通して同国国民の生活向上に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第472号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町 1250	ショートステイ だんだん	米子市彦名町 1250	短期入所生活介護	平成15年7月1日

**調 達 公 告**

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工事の概要
  - (1) 工 事 名 鳥取県警察本部交通管制システム移転整備工事
  - (2) 工事場所 鳥取市千代水二丁目8 現鳥取県警察本部交通管制センター  
鳥取市東町一丁目271番地 新鳥取県警察本部交通管制センター（平成15年12月完成予定の鳥取県警察本部庁舎内に設置）
  - (3) 工事内容  
本件工事は、鳥取県警察本部交通管制システムを現鳥取県警察本部交通管制センターから新鳥取県警察本

部交通管制センターに移転整備するものである。

(4) 工事の概要

- ア 新鳥取県警察本部交通管制センターに信号制御系中央装置、管制卓、中央表示板等を新設
- イ 現鳥取県警察本部交通管制センターから新鳥取県警察本部交通管制センターに県下管理系中央装置、信号制御系下位装置等を移転・改修
- ウ 現鳥取県警察本部交通管制センターの中央表示板、管制卓、空調設備、CVC F等を撤去

(5) 工期 平成15年10月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 962,546,550円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) その他

現行システムの移転整備は、信号制御及び情報提供の機能を維持しながら、数回に分けて施工する必要がある。

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 県内に本店を有する者にあつては、平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。
- (4) 県外に本店を有する者にあつては、平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、電気工事に係るものを有すること。
- (5) 平成15年7月22日 (火) から同年8月5日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日 (火) からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している交通管制センター整備工事を国内において元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工監理の検定に合格した者であること。
  - イ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している同種工事に従事した経験を有すること。
  - ウ 電気工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年7月22日 (火) から同年8月5日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm> / <http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/nyuusatujouhou.htm>) から警察本部を選択し入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年7月22日 (火) から同年8月5日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県警察本部交通企画課交通管制センター（交通総合センター内）

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

(1)のイに同じ。

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 工事仕様書の配布

## (1) 配布期間及び時間

平成15年7月22日（火）から同年8月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## (2) 配布場所

3の(1)のイに同じ。

## 5 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県警察本部交通企画課交通管制センター（電話番号0857 - 28 - 1311）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)に掲げる基準を全て満たす者を監理技術者として専任で配置することを求めることがある。